

令和 2 年 8 月 31 日
在ガーナ日本国大使館 領事班
Dr. Hideyo Noguchi Street, West Cantonments, Accra, Ghana
P.O.Box GP1637, Accra, Ghana
Phone: +233-(0)30-2765060 Fax: +233-(0)30-2762553
開館時間外 Phone: 233-(0) 24-432-8173

在留邦人及び旅行者の皆様へ

ガーナの新型コロナウイルス対策について(その16): コトカ国際空港の再開(9月1日(火)から)等

在留邦人の皆様には、日頃より当館の業務につきご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

1 (1)8月30日(日)夜、アクフォ＝アド大統領は、国民向けの演説を行い、3月22日(日)24時から実施されている人の移動を止めるための陸海空すべての国境封鎖措置に関し、9月1日(火)からコトカ国際空港を再開すると発表しました。なお、陸上及び海上の国境については、別途通知するまで引き続き封鎖するとも発表しております。

(大統領の演説テキストについては、以下のリンクを参照してください。)

<http://www.presidency.gov.gh/index.php/briefing-room/speeches/1674-update-no-16-measures-taken-to-combat-spread-of-coronavirus>

(2)コトカ国際空港再開に伴う、ガーナに入国する際の検疫措置等に関し、大統領は以下のとおり発表しています。

ア ガーナに渡航するすべての乗客は、出発国 (the country of origin)の認定検査機関が発行する新型コロナウイルスに関する陰性結果証明を携帯しなければならない。当該検査は出発国から出発する予定時刻の 72 時間前以内に行わなければならない。

イ 飛行機を降りた乗客はマスクを着用しなければならない。

ウ すべての乗客は、コトカ国際空港のターミナルにおいて、義務的な検査を受けなければならない。当該検査の結果は30分以内に取得できる見込みである。

エ 5歳未満の子供は空港での検査を受ける必要はない。

オ 当該検査で陽性となった乗客は、保健当局による追加の検査及び管理の対象となる。

カ 当該検査で陰性となった乗客は、合法的な活動のためにガーナに入国できる。ガーナに滞在する間は、新型コロナウイルスに関する安全上の注意事項を遵守することを推奨する。

(3)なお、コトカ国際空港再開に伴うより詳細なプロトコル等については、31日(月)の記者会見において、情報省、保健省及び航空省等より説明があるとも発表しております。

2 また、アクフォ＝アド大統領は、同演説の中で、学校の再開について以下のとおり発表しております。

(1)10月5日から12月14日の間、高校2年生及び中学2年生を対象に学校での勉強を再開する。

(2)保育園、幼稚園、小学校、中学1年生及び高校1年生の学業年度(academic year)の残りの期間は延期する。

3 上記措置を踏まえ、十分に注意するとともに、状況は今後も変わり得るので、最新の情報を確認してください。

(過去の領事メール)

(その1) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100008734.pdf>

(その2) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100018112.pdf>

- (その3) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100020992.pdf>
- (その4) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100021043.pdf>
- (その5) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100026772.pdf>
- (その6) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100036233.pdf>
- (その7) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100037752.pdf>
- (その8) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100040957.pdf>
- (その9) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100044205.pdf>
- (その10) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100046680.pdf>
- (その11) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100049257.pdf>
- (その12) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100049820.pdf>
- (その13) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100051606.pdf>
- (その14) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100053846.pdf>
- (その15) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100060792.pdf>

以上